平成 23 年度 岐阜県

「子ども・若者育成支援強調月間」実施要綱

岐阜県青少年対策本部

実施期間 平成 23 年 11 月 1 日 (火)~11 月 30 日 (水)

趣旨

「子ども・若者育成支援強調月間」期間中に各種事業を集中的に実施することにより、青少年の健やかな育成に対する県民の理解を深めるとともに、各種活動への積極的な参加と日常的な行動を促し、その気運を高めていくことで青少年が社会生活を円滑に営むことができるようにするための県民運動の徹底を図る。

スローガン

「大人が変われば、子どもも変わる」

「青少年 地域で守ろう 育てよう」

主管

岐阜県青少年対策本部(岐阜県、岐阜県教育委員会、岐阜県警察)

協力

(社)岐阜県青少年育成県民会議

実施項目

重点: 安全・安心なケータイ・インターネット利用の啓発

1 広報啓発活動

(1)岐阜県青少年健全育成県民大会の開催

主 催 県、(社)岐阜県青少年育成県民会議、岐阜市、岐阜市青少年育成市民会議

開催期日 11月13日(日) 開催場所 岐阜市教育研究所

実施内容 表彰(優良少年団体・優良少年補導員等) 地域青少年活動発表等

(2)各種広報啓発活動

すべての県民が、青少年の育成支援に対する理解を深め、日常的に取り組む機運の醸成を図るため、関係機関・団体の積極的な参加協力を得て実施する。

新聞、ラジオ等報道機関への協力要請

県、関係機関・団体等の発行する広報紙による広報

デパート、ショッピングセンター等の大型商業店舗における店内放送を依頼 各地域において、市町村や青少年育成市町村民会議等が中心となり、街頭啓発活動等を実施 県庁舎内放送の活用

2 インターネット利用に関する調査・啓発活動

(1) インターネットカフェにおけるフィルタリングソフト導入の促進

マンガ喫茶・インターネットカフェに対する立入調査を実施してフィルタリングソフトの導入状況を確認し、整備が進んでいない店舗に対しては積極的な導入を依頼する。

(2)ケータイ安全・安心利用に関するリーフレットの作成・配布

以下の内容を重点とする啓発リーフレットを作成し、街頭啓発活動等を通じて県民に配布する。 いわゆる「青少年インターネット環境整備法」の周知

青少年がケータイを安全に安心して利用できるようにするために保護者にとって必要な情報 の提供

「ネット安全・安心ぎふコンソーシアム」の周知

(3)「ネット安全・安心ぎふコンソーシアム」と連携した啓発活動の推進

学識経験者、青少年育成関係団体、保護者団体、携帯電話事業者及び行政機関等で組織された「ネット安全・安心ぎふコンソーシアム」の活動の周知を図り、「ケータイ安全・安心利用研修会」の講師派遣を推進する。

(4)「ネット安全・安心ぎふフォーラム」の開催

主 催 ネット安全・安心ぎふコンソーシアム (前項参照)

開催期日 10月22日(土)

開催場所 岐阜県図書館 多目的ホール

実施内容 説明、質疑応答等

3 青少年の自覚の高揚を目指す活動(高校生のびのびプロジェクト)

青少年の健全な育成のためには、大人からの働きかけだけでなく、青少年自身の自覚と行動も必要である。そこで、強調月間の趣旨に沿った自主的な取り組みを高等学校及び特別支援学校に呼びかけ、これを「高校生のびのびプロジェクト」と名付けて、広報活動等を通して県が推進・支援する。

強調月間中に、街頭啓発活動への協力ボランティアのほか、学校ごとに様々な独自プランを計画・ 実施することにより、学校および高校生自らが健全な成長を考え、実践するきっかけを作る。

4 青少年を健全に育む環境の整備

強調月間中、立入調査活動を強化することにより、青少年を健全に育む社会環境の整備を図る。

実施機関 県、振興局及び事務所

実施期間 11月中

重点項目・図書類取扱業者に対しては有害図書類の区分陳列の徹底を指導

- ・自動販売機業者に対しては条例遵守を指導
- ・マンガ喫茶・インターネットカフェに対する立入調査においてフィルタリングソフトの導入状況を確認し、整備が進んでいない店舗に対しては積極的な導入を依頼【再掲】

5 補導・相談活動

(1) 平成23年度第2回岐阜県青少年相談・支援担当者研修会の開催

主 催 県

開催期日 11月18日(金)

開催場所 ふれあい福寿会館2棟3階 職員研修所 講堂

実施内容 講演、質疑応答等

(2)地域社会が一体となった補導・相談活動の推進

警察や各少年(補導)センターは学校、関係機関、地域住民、安全安心まちづくりボランティア等と連携して、青少年への「声かけ運動」や「たまり場」の確認等を実施し、地域安全活動及び非行・被害防止活動を促進する。

6 その他

(1)薬物乱用対策等の推進

薬物乱用防止を一層推進するための「麻薬・覚せい剤乱用防止運動」(10月1日~11月30日)の一環として、関係機関と連携した取り組みを行う。

(2)児童虐待の予防と対応に向けた取り組みの推進

「児童虐待防止推進月間」である11月を中心に「ぎふオレンジリボン運動」として、関係機関と連携した取り組みを行う。

岐阜県青少年健全育成県民大会においては、児童虐待防止のチラシを配布する。

(3) 青少年の社会的自立支援対策の推進

岐阜市内での街頭啓発において、ニート状態にある若者を支援する機関である「岐阜県若者 サポートステーション」(ぎふサポ)の周知を図るチラシを配布する。